

図書館デジタルコンテンツ 流通促進プロジェクト

(総務省平成22年度新ICT利活用サービス創出支援事業)

代表組織 : 日本ユニシス株式会社
共同提案者 : ビジネス支援図書館推進協議会、株式会社ミクプランニング
問い合わせ先 : 日本ユニシス株式会社
公共サービス事業部公共営業一部 増井智義
電話番号 : 050-3132-9244
email: tomoyoshi.masui@unisys.co.jp

「図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト」

(代表組織：日本ユニシス株式会社)

共同提案者：ビジネス支援図書館推進協議会、ミクプランニング株式会社

目的

電子書籍等のデジタルコンテンツを図書館を通じて国民がアクセス可能とする環境整備の必要性の高まり

標準技術や運用ガイドライン策定等が実施されていないが故に、普及が進んでいない

図書館へのデジタルコンテンツ普及のための環境整備を行ない、市場創造に資することを目的とする

実施内容

●電子書籍先進国事例調査実施

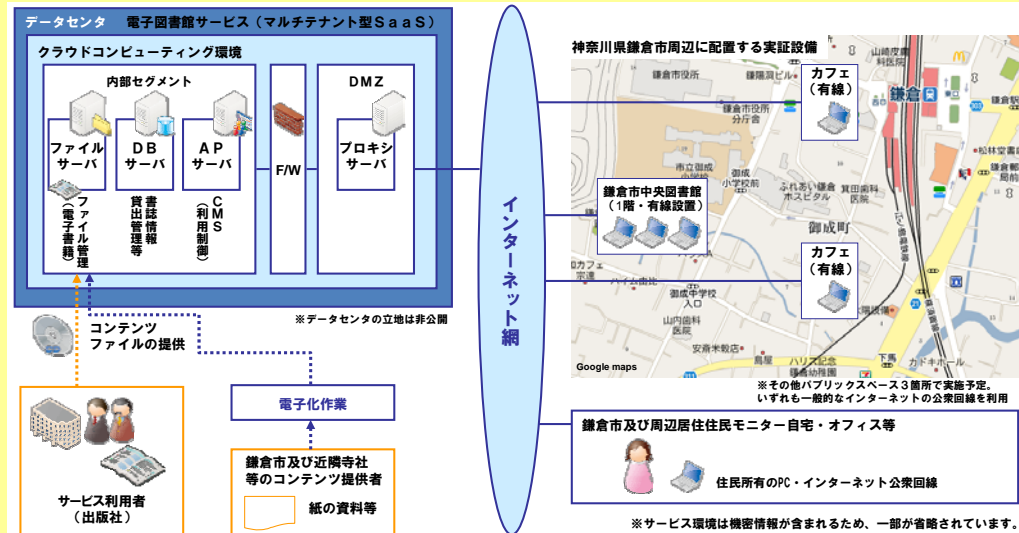
図書館における電子書籍の購入・運用・管理全般に対する海外先進事例(アメリカ、韓国)の調査

●システム実証実験の実施

地域で求められる様々なコンテンツへの技術的対応と民間との共存共栄の実現が必要

どのような種類のコンテンツが図書館からの提供に適しているか、検証が必要

ICTによる需要顕在化が可能か、またどのような形か検証が必要



成果

得られる成果①
図書館における電子出版利活用ガイドライン(案)

得られる成果②
図書館での電子出版の活用提案

得られる成果③
先進事例調査、サービス実証実験調査、要件抽出調査報告書

本プロジェクトの全体像

～ICT利活用サービス創出支援の具体化～ プロジェクトの狙い

電子書籍や地域情報のデジタルコンテンツを提供する公立図書館事業の推進

1. 利用者側のメリット: 遠隔地居住者などへの情報格差解消・ビジネス支援強化
2. 図書館側のメリット: 地域資料などの常時公開化・蔵書管理負担の軽減化
3. 出版社側のメリット: 規模の大小を問わず電子書籍の図書館での販売を促進
4. ICT事業者側のメリット: 新規サービスビジネス、雇用創出を促進

実現に向けての課題

課題1
ビジネス採算性、紙本需要への影響性懸念

課題2
システムセキュリティへの不安(コピー、漏洩)

課題3
デジタイズ時の著作権処理作業が膨大、手順不明

課題解決に向けての方策
『制度設計』=ガイドライン策定

調査フェーズ

『先進事例調査』2章

海外先進事例を精査し、普及進度、運用実態を捉える

『サービス実証実験調査』3・4章

サービス実証実験を行い、図書館利用者における電子書籍のニーズを検証

『要件抽出調査』5章

先進事例やサービスニーズを踏まえ提供者側の提供要件を見出す

結果を踏まえて委員会にて専門家の検討→論点整理

公立図書館における電子
書籍利活用ガイドライン
(案) ガイドライン案作成

提案書作成

今後の展開に向けての提起

■先進事例調査(1 / 3)

1)調査目的・考え方

<目的>

- 本調査は公立図書館(一部、大学図書館含む)における電子書籍の購入・運用・管理全般に対する海外先進事例を捉え、我が国のガイドライン策定に向けた一助に資することを目的とするものである。

<考え方>

- 調査対象地域の選定は現時点で公共・公立図書館で電子書籍の運用・貸出し例が多いと予想される韓国・米国の2カ国とした。
- 調査対象機関・施設の選定では、特に俯瞰的動向として当該国の図書館協会、事例として主要な公共図書館、また新ICT活用サービス創出支援事業のプロジェクトの1つである「研究・教育機関における電子ブック利用拡大のための環境整備」との連携を踏まえ、大学図書館をも対象として取り上げた。その他、中央図書館や出版協会にも可能な限り訪問することとした。
- また、本調査を進める上での比較対象として、日本国内において電子書籍の貸出しを行っている千代田区立図書館を取り上げたほか、実査の前後に有識者の助言を得るように務めた。

2)調査の前提

<電子書籍の定義>

- 基本的に韓国、米国共に「電子書籍」についての公式な定義は存在しない。従って、本調査においても以下に示す各項目、統計データについて各々の定義を確認することでその数値の意味を汲み取っている。
- なお、ヒアリングでは電子書籍の定義として
 - ・定期刊行物は(ジャーナルであれ、デジタル雑誌であれ)含まない
 - ・データベースも含まないとの条件で想起を促し質疑応答を行ったが、AudiobookやDVD、電子辞書など微妙な要素を含むものは別途注釈を挿入した。

<電子書籍の貸出し提供形態>

- 電子書籍の貸出しという場合に、ここではCD、DVDなどメディア媒体の貸与によるケースは対象としていない。館内のみでの設置端末を使った閲覧、館外からのアクセスについていずれもネットワークを介した提供方法を想定している。

■先進事例調査(2/3)

(1)調査対象先

■韓国(5機関)

①大韓出版文化協会



- 韓国で年1回以上の発行実績のある出版社約5000社のうち、900社が加盟する最大の出版関連団体

③韓国国立中央図書館



- 韓国中央図書館は館外貸出しは行わず、資料のデジタル化及びアーカイブ機能を一手に担う。更に下記のデジタル図書館も統括する。

④チョンドク図書館



- ソウル市内で蔵書数が最も多い教育庁系の公共図書館。分館を22館有する。電子書籍の貸出しも行っている。

②韓国図書館協会



- 韓国内の約700の公共図書館、大学図書館、専門・特殊図書館、学校図書館を統括

(デジタル図書館)



- デジタル図書館は国立中央図書館に隣接し、館内のデジタル閲覧室に252台の端末を用意。独自ポータルサイトを開設し、学術、専門、海外情報を提供。

⑤ソウル大学図書館



- 韓国最大の国立大学図書館として400万冊を蔵書。うち、電子書籍は23万8000点を扱っている。

■米国(3機関)

①米国図書館協会



- 全米約9000館の公共図書館を含む各種図書館を統括。本部はシカゴにあるが、本調査ではワシントンD.Cの支部を訪問。

②ニューヨーク公共図書館



- 当図書館は4つのリサーチ館(研究・調査・学術向け)と80館以上のブランチ館(一般市民向け)で構成。蔵書数は843万冊以上、電子書籍の貸出しも実施。

③コロンビア大学図書館(バトラー図書館)



- 同大学図書館は22の図書館で構成され蔵書規模は1040万冊を誇る。うち、電子書籍は101万4000点を数える。

■日本(1機関※参考)

千代田区立図書館

(2)調査期間

韓国:2010年12月8日~10日

米国:2010年12月11日~16日

(3)調査方法

- 担当者への面談、電話・メール等でのヒアリング及びオープンデータの収集・分析

■先進事例調査(3/3)

調査結果

1. 海外先進事例にみる公共図書館での電子書籍取扱い状況

■電子書籍取扱い館数

- 韓国、米国では公共図書館図書館全体の過半数(韓国は2009年末全703館中400館、米国は2008年末全9,221館中約6,000館)で電子書籍を貸出し

■電子書籍の蔵書・契約タイトル数

- 全公共図書館における電子書籍の蔵書・契約数は韓国、米国共に全蔵書数比で2%前後

■電子書籍へのアクセス数

- 韓国のデータでは概ね一日当り10~12冊程度の貸出し

2. 電子書籍化プロセスにより異なる図書館での取扱い

■図書館側でデジタル化した電子書籍

- 図書館の蔵書をデジタル化したものは伝送や印刷といった点で両国は対応が異なり、韓国では受益者負担としての、“補償金制度”を設けている
- 一方、米国では公共図書館や大学図書館が参加する「GoogleBooks」や米国の主要大学が共同で構築している電子図書館「Hathi-Trust」などにデジタル化した書籍を預け、著作権の切れた作品に限り閲覧可能としている

■市販の電子書籍

- 市販の電子書籍の購入～閲覧の流れは、韓国、米国共に新たな取次業者となるアグリゲーター・プロバイダーから図書館が購入する点で共通している
- 購入・契約は韓国では予算規模が2,000万ウォン(約140万円)以上で入札義務づけ。また、韓国、米国共に最近では単独購買からコンソーシアムでの共同購買に移行しつつある。なお、契約形態は一括払いによるアクセス権買取が両国とも主流になっている
- 購入相場は調査対象先の事例ではアクセス権の永久買取りを前提とした場合、韓国で市販価格の70~80%、米国では同、150%程度となっている

3. 図書館の電子書籍取扱いにおけるICT利活用状況

■市販の電子書籍

- 契約管理面では米コロンビア大学図書館では受発注システムを導入し、更にERMソフトで契約管理を一元化している
- 配信面は韓国は図書館内サーバにコンテンツを取込み提供するが、米国では供給者側のサーバで管理・配信する
- バックアップ・アーカイブは米国の一部で図書館と出版社、取次業者が共同出資しアーカイブ施策を実施しているが、多くは未対応
- 閲覧面では韓国は閲覧端末をPCのほか、スマートフォンまで拡げているが、米国では現状はPCのみのケースが多い模様

■サービス実証実験調査-1. Web図書館モニター評価調査(1/2)

1 Web図書館モニター評価調査概要

<調査の目的>

- 地域図書館及びその住民の協力を得、実証環境にて当該サービスの必要性を確認し、利用者視点からみたルールやサービスレベルの在り方を探る。
- 本調査では地域市民参加によるモニターサーベイにより定量的把握を行い、評価の判断材料とする。

<アウトプット>

- 利用頻度や時間など利用環境の実態、システムの操作性、必要とされるコンテンツの数やジャンル、貸し出しルールの在り方、今後の利用意向などを属性やライフスタイル軸によるクロス分析を行う。

<調査概要>

■モニター募集期間	平成22年12月1日～平成23年1月10日
■モニター募集方法	鎌倉市図書館及び鎌倉市役所、鎌倉駅周辺店舗でのポスター・チラシの掲示配布 鎌倉市図書館、鎌倉市役所ホームページ 地方タウン誌への広告掲載 など
■モニター期間	平成22年12月20日～平成23年1月31日
■モニター登録方法	鎌倉市図書館ホームページからリンクされた申込サイトにて登録フォームに必要事項を記入、登録
■応募者制限	応募者の制限、制約は設けていない
■アンケート実施期間	平成23年2月3日～平成23年2月9日
■アンケート調査方法	事務局よりアンケートURLを記載したアンケート協力依頼メールを一斉配信 Webにてアンケートを実施

■サービス実証実験調査 - 1. Web図書館モニター評価調査(2/2)

2 調査結果

1. Web図書館の利用実態・評価

■利用状況

- Web図書館への訪問頻度は「週1回以上」が3割。「2週間に1回以上」でみると5割となった。
- 1回あたりのサイト訪問時間は10分～20分が4割と最も多く8割の人は30分以内。1時間以上利用する人は40～50代に目だって見受けられる。
- 1冊あたりの平均読書時間は10分以内と短い人が5割を占めるが、11分～30分が3割強、30分以上も2割いることから平均としては15分～20分程度と推察できる。

■利用評価

- Web図書館のメリットは時間的制約がない、音声でたり文字が拡大できること、などが評価された。また、地域資料をはじめ語学や青空文庫など一部のジャンルではコンテンツが充実していたことや、新刊もあったこと、ビューアのしおり機能や付箋機能が便利といった点も評価された。
- 改善点はコンテンツの少なさ、若年層や勤労者にはスマートフォン等への対応、Mac等使用環境の拡大、ビューア機能の使いにくさが指摘された。

■貸し出しルールの評価

- 同時貸し出し数は5割の人が「3冊まで」を希望。「5冊まで」でみると8割の人が容認。
- 最低貸し出し日数は過半数の同意を得るのに「最低7日」必要となる。

■タイトルのジャンル(今回提供された中で読みやすかったもの)

- 地域の観光情報、青空文庫の評価が高かった。
- 若年世代ではHow toが人気。また過去に電子書籍を利用した経験のある人ではHow toやビジネス書など実用的なジャンルを指向する傾向があることや、電子書籍の読書時間が長い人は文芸を指向するなどの傾向も読み取れた。

2. 今後のWeb図書館の利用意向

■今後充実させて欲しいジャンル

- 主婦・無職層を中心に文芸や地域の歴史資料、勤労者ではビジネス書、学生ではHow toやスキルアップ・趣味があげられた。

■Web図書館の今後の利用意向

- “利用したい”が6割を占め、男性・年配層で利用意向が強い。
- いつでもどこでも読める利便性や、音声が出たり文字が拡大できるなど読者支援機能が評価された。

3. Web図書館の有料化への見解

- Web図書館の有料化については、「やむをえない」「どちらともいえない」「反対」がそれぞれ34%、25%、41%と見解が割れた格好。30～40代で反対意向が強い。

4. 書籍市場への影響性

- Web図書館が普段の書籍購入支出に与える影響性については8割が“変わらない”とした。
- 月に3千円以上使っている人では“増える”と“減る”が均衡していることからWeb図書館の普及が書籍需要に与える影響性は極めて小さいことが推察される。

■サービス実証実験調査-2. 図書館での電子書籍体験調査(1/2)

1 図書館での電子書籍体験調査概要

<調査の目的>

- 館内に専用端末を設置した電子書籍体験コーナーを構築し、来館者に自由に利用して頂く。
- 体験者の質問や疑問などに直接図書館職員が対応することにより、運用上の課題や図書館として当該サービスをどう位置づけ、どう活用していくべきかの体験・検証を行う。

<アウトプット>

- 体験コーナーの稼働状況を把握し、体験者の生の意見を収集。直接利用者に対応される図書館職員の体験から得られる運用上の課題や利活用の可能性、発展的な使い方について一定の示唆を頂く。

<調査概要>

■実証実験概要	鎌倉市中央図書館内1F特設コーナーに専用端末を設置し、電子書籍を体験 [ノートパソコン3台(着席2台、立席1台)]
■告知方法	鎌倉市図書館及び鎌倉市役所、鎌倉駅周辺店舗でのポスター・チラシの掲示配布 鎌倉市図書館、鎌倉市役所ホームページ 地方タウン誌への広告掲載 など
■体験期間	平成22年12月10日～平成23年3月31日



①体験者アンケート調査

- 調査サンプルの採取方法は、自由に体験コーナーを利用した人が、アンケートに任意で回答したものとなっている。
- 専用端末利用後、アンケートに記入。
- アンケート実施期間:
平成22年12月10日～平成23年2月28日

②観察調査

- アンケート調査と同様、観察対象者については来館者が自由に体験コーナーを利用した人であり、専門調査員は電子書籍体験コーナー近くに常駐し、利用時間等を記録するとともに、一部の利用者の質問等にも対応。
- 実施期間:
平成22年12月10日～平成23年1月31日までの間の10日間。

③図書館職員に対するヒアリング調査

- 体験コーナーでの実験を通じて地域図書館におけるニーズや課題について、現場職員から聞き取り調査を行った。
- 日程:平成23年2月9日
- 対象者:館長、実証実験担当者、カウンター対応等現場職員計5名

■サービス実証実験調査-2. 図書館での電子書籍体験調査(2/2)

2 調査結果

1. 体験者アンケート調査

- 回答者61名のアンケートでは、総合評価で全体の60%の人が“良い”と回答。
- 本の探しやすさや操作方法、電子書籍の読みやすさは6～7割の人から一定の評価が得られた。
- 自宅など館外でのWeb図書館の利用意向については95%の人が希望。
- ニーズの高いジャンルは男性を中心に仕事や勉強に役立つもの、年配では娯楽や地域の歴史資料。

2. 観察調査

- 図書館における電子書籍体験コーナーでは2010年12月10日～2011年3月31日までの期間中に延べ1500名の人が体験を行った。3台の端末を1日平均約20名程度の人が体験した。
- 一人あたりの体験時間は平均7分と短かったが、これは操作方法を確認するにとどめ、電子書籍の精読はモニターに登録し自宅で行うというケースが多かったためである。
- 体験者からの質問として多く挙げられたのは拡大・縮小の方法はじめビューワ機能に関する操作方法やモニター登録の方法、実験終了後の動向についてであった。

3. 図書館職員に対するヒアリング調査

- 図書館にとって、Web図書館システムの必要性は高いといえる。その根拠は以下3点あげられる。
 - ①電子書籍に対する市民からの関心の高さ(市民からの問合せや、実験終了後の継続を期待する声)
 - ②MLA連携による地域資料の収集・保存・提供の手段のひとつとして有効であること
 - ③今後デジタルでのみしか出版されないコンテンツへの対応
- 課題は、年配者をはじめPCリテラシーの低い利用者のための専任サポート要員を配置する必要があること。
- 発展的な使い方としては以下2点あげられた。
 - ①市立の小中高校での情報教育や図書室などでの包括的な利用
 - ②図書館が所有する地域資料については域外の人にもアクセスを認め地域の情報発信機能として使う

■要件抽出調査(1/2)

1)調査目的

- 本調査は当プロジェクトで先行している海外先進事例調査及び鎌倉での実証実験結果を受けて、更に図書館に於けるデジタルコンテンツ流通を促すべく、国内市場関係者に対する面談ヒアリングを実施し、実際の課題とその解決に向けた方向性を抽出し本プロジェクトの目標であるガイドライン策定に寄与することを主な目的とするものである。

2)調査設計

■調査対象先

- 基本的公立図書館への電子書籍流通に於ける市場関係者(計10件)

出版社	2社
書店/流通業者	3社
著作権管理団体	5団体

■調査期間

- 2011年2月上旬～3月上旬

■調査方法

- 調査対象先担当者への面談ヒアリングによる意見聴取・分析

■要件抽出調査(2/2)

調査結果

1. 貸出しルールに関する見解

■貸出し期間／同時アクセス数

- 貸与期間は従来からの変更意見は聞かれず。
- 同時アクセス数は版元への影響を踏まえ「1冊」が望ましいとの意見がある

■貸出し有償化の是非

- 貸出し有償化を求める意見が多い。但し、特定利用者免除や創造サイクル内のバランスに配慮すべきとの意見もある
- 税金で賄われる公立図書館での受益者負担は整合性を欠くとの意見もある

■印刷可否

- 著作権のあるものは印刷不可とする意見、利用者の調べ物を支援する図書館の役割りからみれば印刷可とすべきとの意見、更に町の本屋さんとの共存・共栄を図る観点からPod(PrintOnDemand)機器を国の補助金で提供し、そこで印刷する形態が望ましいとの意見などがある

■公貸権・補償金制度導入是非

- 副業著者の多い学術書と、職業作家の多い文芸書などジャンルによって制度導入に対する要望度合いに温度差がある
- 有償貸与と同様に創造サイクルを考慮し、必要との意見も伺える

■相互貸借可否

- 対象物について条件を課すべきとの意見がある
- 有償化とし、著作権者への分配を含めて検討すべきとの意見もみられる

■アクセス範囲

- 大学図書館と同レベルの利用者管理が公立図書館でもできるかが鍵になるとの意見がある

■その他

- 電子書籍の貸出し許可を新刊発刊3ヵ月後以降とすれば、かなり市場への影響は小さくなるとの意見が複数ある

2. ビジネスモデル全般に関する見解

■契約形態

- 所有権は出版社側にあるとの意見が大半を占める。一方でその派生課題として①版元が被災・倒産した際のデータ喪失防止策②電子書籍の会計上の位置付け③アクセス権を購入しても、毎年のシステム維持費が別途必要となり実質アクセス権が制限される点などが指摘された
- 決済は①ジャンル別に適した支払い形態の違いがあるはず②劣化せず再購入機会がなく、貸出し管理も容易な電子書籍は従量課金が望ましい③従量制は経済原則としては正しいが、図書館の役割りとして貸出し頻度だけで価値的な差を設けるのはどうか、といった意見がある
- 従量課金は前年度ベースで予算組みする公立図書館で対応可能なのかといった疑問も聞かれた

■販売価格

- “図書館価格”として定価の数倍の設定を望む意見がある
- ジャンルにより出版社と図書館の関係が異なり価格に影響するとの意見もある

■DRM

- 同一IDで最大5回までのダウンロードを可能とするなど、現行の著作権制限に、図書館間相互貸借の制限を追加したものが妥当との意見がある
- 使い勝手も考慮し、電車でのトンネル内走行時に不便にならないような部分ダウンロードやコピーガード措置を講じたタブレット端末ごと図書館から貸出すことも検討すべきとの意見もある

■対応機器端末

- 多様なデバイス対応を望む意見がある一方で、据置き型PCのみでよいとする意見もある。今後、有償貸与やDRM、利用者層、館外アクセス可否を含めて検討することが必要との意見もある

■流通業者の役割

- 従来の図書館流通業者の業務・役割りに加え、配信・デジタル化代行など全てのサービス提供が求められるとの意見がある

公立図書館における電子書籍利活用ガイドライン(案)の目的・対象者・位置付け等

背景

- 公立図書館は、書籍やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて一般利用者の個人的な学習を支援するという役割に加え、地域の情報ハブとして地域が抱える課題の解決や医療・健康、福祉、法務、雇用等に関する情報や地域資料、行政資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことが求められている。こうしたサービスを実現するため、環境整備の一環として、冊子媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備等、公立図書館が電子書籍等を含むデジタルコンテンツの収集・利活用を進めていくことが必要である。

目的

- 公立図書館における電子書籍の利活用の推進のため、公立図書館が電子書籍を収集、運用(管理、提供等)及び評価する際に考慮すべき事項を整理し、指針として提供することを目的とする。

対象者

- 公立図書館において電子書籍を現在利活用している、または将来利活用を考えている地方自治体、教育委員会、公立図書館員を対象とするが、電子書籍を提供する権利者(著作者、著作権者や出版者等)にも参照していただきたい。

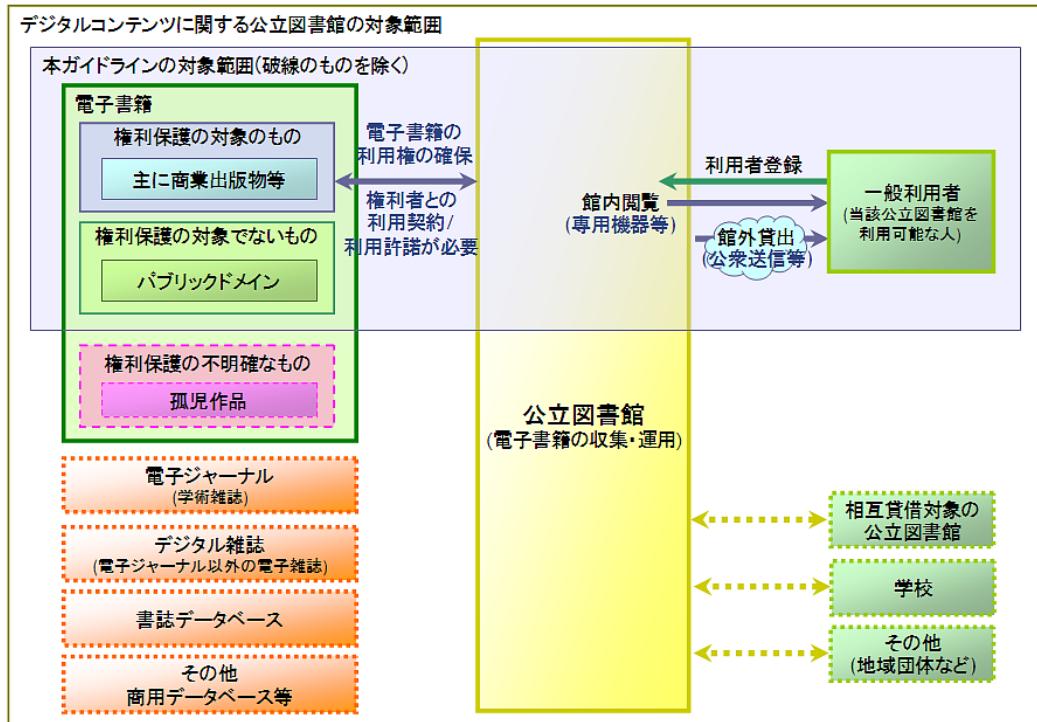
位置付け・見直し等

- 公立図書館が電子書籍を扱う際に考慮すべき事項の指針として活用されるとともに、今後他のデジタルコンテンツでの指針を整理する際にも参照され、検討材料のひとつとして活用されることを期待している。
- デジタル・ネットワーク社会における電子書籍等デジタルコンテンツの利活用を取り巻く環境変化を踏まえ、定期的に見直し等を行う必要がある。

公立図書館における電子書籍利活用ガイドライン(案)の構成(目次)

1. はじめに
 - 1.1. 電子書籍のメリット
 - 1.2. 背景
 - 1.3. 課題と解決に向けて
 - 1.4. 目的
 - 1.5. 対象者
 - 1.6. 対象範囲
 - 1.7. 位置づけ
 - 1.8. 見直し等
 - 1.9. 本ガイドラインの構成
 - 1.10. 用語の解説
2. 本ガイドラインの基本的な考え方
 - 2.1. 電子書籍の収集
 - 2.2. 電子書籍の運用
 - 2.3. 電子書籍活用後の評価
 - 2.4. 公立図書館の利用環境の整備
3. 電子書籍の収集
 - 3.1. 収集方針と収集計画の立案
 - 3.2. 利用契約あるいは利用許諾に基づいた電子書籍の収集
 - 3.3. 権利保護の対象でないもの(パブリックドメイン)の収集
 - 3.4. 権利保護の不明確なもの(孤児作品)の収集
 - 3.5. 公立図書館における電子書籍の扱い
4. 電子書籍の運用
 - 4.1. DRM(デジタル著作権管理)の方式
 - (1) 利用者管理
 - (2) ライセンス管理
 - (3) 貸出管理
 - (4) システム制御
 - 4.2. ICT機器の利用形態
 - (1) 2つの利用形態の違い
 - (2) 管理責任の違い
 - 4.3. 館内利用・館外利用
 - 4.4. 相互貸借
 - 4.5. 利用端末
 - 4.6. バックアップと復旧
5. 電子書籍活用後の評価
 - 5.1. 利用状況の評価
 - 5.2. 費用対効果の評価
6. 公立図書館の利用環境の整備
 - 6.1. デジタルアーカイブ化の背景
 - 6.2. 公立図書館における背景
 - 6.3. 電子書籍導入の必要性
 - 6.4. 公立図書館と国立国会図書館等との連携の推進
 - 6.5. 図書館員の役割
 - 6.6. 継続と保存
7. 参考文献
8. 巻末資料
 - 8.1. 図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト メンバ

公立図書館における電子書籍利活用ガイドライン(案)の対象範囲



対象範囲

- ▶ 権利保護の対象のもの
公立図書館が利用するためには、権利者との利用契約や利用許諾により電子書籍の利用権を確保する必要があるもの(主に商業出版物等)
- ▶ 権利保護の対象でないもの
公立図書館が利用契約あるいは利用許諾によらずに利用できるもの(パブリックドメイン)

対象範囲外

- ▶ 権利保護の不明確なもの
孤児作品
- ▶ 電子書籍以外の電子ジャーナル(学術雑誌)、デジタル雑誌(電子ジャーナル以外の電子雑誌)書誌データベース、商用データベース等

対象範囲の考え方

- ▶ ガイドライン(案)作成の検討材料とした鎌倉市中央図書館における実証実験で扱ったもので、従来から公立図書館が多く扱ってきた冊子媒体の資料と近似しているものを対象としている。
- ▶ なお、対象範囲外であっても、公立図書館が扱う必要のあるデジタルコンテンツであることに変わりはない。今後の課題として検討していく必要がある。

公立図書館における電子書籍利活用ガイドライン(案)のポイント「2.ガイドラインの基本的な考え方」

3. 電子書籍の収集

- ▶ 公立図書館が地域住民及び社会・地域のニーズに基づいた収集方針や収集計画を立て、それに沿って資料を収集していくという根本的な考え方においては、従来の冊子媒体の資料も電子書籍の場合も同じである。
- ▶ 公立図書館が電子書籍を収集する際は、権利者との利用契約あるいは利用許諾による権利処理を行い、利用権を確保しなければならない。
- ▶ 公立図書館における電子書籍の扱いが、従来の冊子媒体の資料のように「所有」になる場合と、期間契約や従量制等による「利用」になる場合がある。

4. 電子書籍の運用

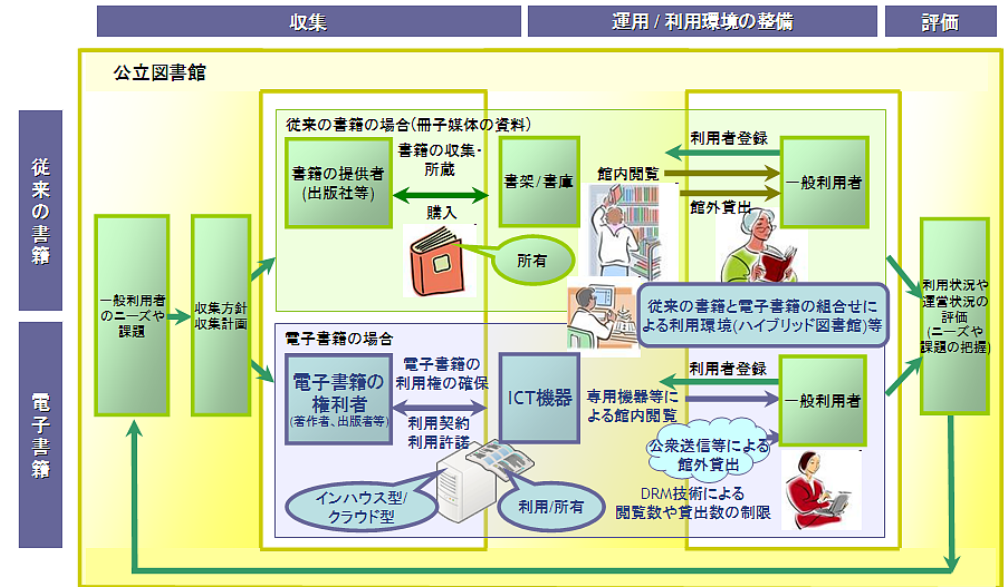
- ▶ 電子書籍の運用(管理、提供等)にあたっては、利用契約あるいは利用許諾に基づいた同時閲覧及び同時貸出の冊数制限等をDRM技術によって管理しなければならない。
- ▶ 電子書籍を保管するICT機器(コンピューター・サーバー等)の利用形態には、公立図書館内にICT機器を設置してそれを利用する場合(インハウス型)と、サービス提供者が管理するデータセンター等にICT機器を設置し、ネットワークを介して利用する場合(クラウド型)があり、利用形態によって電子書籍の電子ファイルの保管場所や情報管理責任が変わってくるため、留意する必要がある。

5. 電子書籍活用後の評価

- ▶ 公立図書館は、利用者のサービス向上や今後の運用改善に役立てるため、利用状況や費用対効果等の評価項目の統計を取得し、評価を継続的に行う必要がある。

6. 公立図書館の利用環境の整備

- ▶ 公立図書館は、一般利用者が必要とする情報を提供するため、ハイブリッド図書館の整備や図書館員によるサポートサービス等、従来の冊子媒体の資料と電子媒体の資料の融合的な利用促進と、一般利用者の利便性に十分配慮した環境整備に努めなければならない。



公立図書館における電子書籍利活用ガイドライン(案)のポイント「3.電子書籍の収集」

3.1. 収集方針と収集計画の立案

- 冊子媒体の資料と同様、電子書籍の収集においても、公立図書館の運営方針のなかで、資料の収集分野(地域資料・郷土資料、地方行政資料、一般書、及び商業ベースにのらない書籍等)の検討や、冊子媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備等、利用者の視点に立った資料の収集についての基本的な考え方や資料構成の発展の方向づけに基づいた収集方針と収集計画の立案が必要である。

3.2. 利用契約あるいは利用許諾に基づいた電子書籍の収集

- 公立図書館が商業出版物(トレードブック)を電子化したものや最初から電子書籍として作られたもの(ボーンデジタル)等、権利保護の対象のものを運用(閲覧、公衆送信を含む貸出等)する際は、権利者との利用契約や利用許諾による権利処理を行い、電子書籍の利用権を確保しなければならない。
- 公立図書館(もしくは委託業者)が電子化をする場合には、電子化の過程で行間や色等、原本から改変されてしまわないよう細心の注意が必要である。

3.3. 権利保護の対象でないもの(パブリックドメイン)の収集

- 権利保護の対象でないパブリックドメインであれば、公立図書館は利用契約あるいは利用許諾による権利処理を行わずに、運用(閲覧、公衆送信を含む貸出等)することができる。

3.4. 権利保護の不明確なもの(孤児作品)の収集

- 公立図書館が権利保護の不明確な著作物を扱う際には所定の調査等の手続きを経て、文化庁の裁定に委ねなくてはならない(ガイドラインの対象範囲外)。

3.5. 公立図書館における電子書籍の扱い

- 電子書籍が図書館資料に当たるかどうかは、電子書籍の利用形態(所有あるいは利用)に依るが、公立図書館は図書館資料に当たるかどうかに関わらず、あくまでも地域住民及び社会・地域のニーズに基づいて積極的に電子書籍の収集に努める必要がある。

公立図書館における電子書籍利活用ガイドライン(案)のポイント「4.電子書籍の運用」

4.1. DRM(デジタル著作権管理)の方式

- 電子書籍を運用するにあたり、電子書籍の著作権の保護を行うため、DRMの仕組みを備える必要がある。著作権管理を実現するための方式は、主に「利用者管理」「ライセンス管理」「貸出管理」「システム制御」等が考えられ、これらを中心に必要な制御を検討し、装備する必要がある。

4.2. ICT機器の利用形態

- ICT機器の利用形態にはインハウス型とクラウド型があり、ICT機器の利用形態を決定する際には、双方の特徴を把握したうえ、公立図書館が電子書籍サービスを実現する上で必要な利用形態を検討する必要がある。
- ICT機器の利用形態により、電子書籍(電子書籍の電子ファイル)等の管理責任に違いが出てくるので、その点にも留意する必要がある。

4.3. 館内利用・館外利用

- 電子書籍の提供に際しては、閲覧及び貸出の規則を策定し、規則に則った閲覧及び貸出を行う仕組みが必要である。また、電子書籍の場合も冊子媒体の場合と同様に、貸出の場合はもちろんのこと、公立図書館内利用の場合でも利用契約や利用許諾に則った著作権管理が必要である。

4.4. 相互貸借

- 本ガイドラインでは対象外としているが、仕組みや範囲等、今後の検討が必要である。

4.5. 利用端末

- 電子書籍を閲覧する端末は、利用者毎に異なる利用方法、利用局面を考慮し、パソコン(オペレーティングシステム、ブラウザのバリエーションを含む)、タブレット、携帯電話、スマートフォン等、幅広い利用端末に対応していることが求められる。

4.6. バックアップと復旧

- 万が一のトラブルに備え、十分なバックアップの計画策定および実施がなされる必要がある。

公立図書館における電子書籍利活用ガイドライン(案)のポイント「5.電子書籍活用後の評価」

5. 電子書籍活用後の評価

- 公立図書館の図書館員は、公立図書館のサービス向上のため、定期的にご利用状況(利用者数、利用頻度、需要のあるジャンル)の統計を取得・分析し、公立図書館運営におけるサービスの提供内容や収集する電子書籍等、案内内容等に反映する必要がある。また、電子書籍サービスの効果を自治体や市民へ説明するにあたり、費用対効果の評価があることが望ましい。
- 取得する統計情報は、貸出冊数や貸出人数だけでなく、電子書籍特有の情報(閲覧時間や貸出期間等)を取得・分析し、さらなるサービス向上に努めることが望ましい。

公立図書館における電子書籍利活用ガイドライン(案)のポイント「6.公立図書館の利用環境の整備」

6.1. デジタルアーカイブ化の背景

- 電子媒体の資料の利用拡大は、公立図書館の利用者にも影響することが想定され、ハイブリット図書館として、電子媒体の資料と冊子資料を融合した新しいサービスが公立図書館に求められている。

6.2. 公立図書館における背景

- レファレンス・サービスの充実や地域資料の収集・提供を積極的に行い、住民の窓口として地域の課題に対して良質な情報を提供し解決を支援する課題解決サービスにおいて、デジタルアーカイブを利用者に的確に提供する責務がある。

6.3. 電子書籍導入の必要性

- 電子書籍に代表されるデジタルアーカイブの導入は、公立図書館が今後、地域住民が国内外のデジタルアーカイブを利用する際のポータルとして役割を持ち、地域の中で信頼される情報センターとしての役割を担うことに繋がっていく。

6.4. 公立図書館と国立国会図書館等との連携の推進

- 公立図書館は、他の機関におけるデジタルアーカイブ化の動きも注視しつつ、この仕組みの構築に必要な共通仕様の確保に係る調査の実施や、他機関との連携・協力等の取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

6.5. 図書館員の役割

- 公立図書館の職員は、従来の冊子資料に関する知識に加え、電子書籍に代表される電子媒体資料について常時関心を示し、その知識の習得に努めなければならない。
- 他の公立図書館の電子化の取組についても研究・分析し、自館のサービスに反映していく努力が必要である。

6.6. 継続と保存

- デジタルデータの保存は、保存媒体、保存形式等も影響することから、長期的な観点に立った作成・保存計画が必要となる。